

## 議第32号

三島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案

三島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和48年三島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、「第36条」の次に「及び第36条の2」を加える。

第2条第3項中「第113条の2第2項」を「第113条の2第3項」に、「県知事」を「知事」に改める。

第5条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に、「第49条」を「第88条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士